

総会

配布：一般

2012年7月16日

原文：英語

人権理事会

第20会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求する人権状況

人権理事会により採択された決議*

20/22

シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は

2011年12月19日の66/176および2012年2月16日の66/253の総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1、2011年8月23日のS-17/1、2011年12月2日のS-18/1、2012年3月1日の19/1、2012年3月23日の19/22および2012年6月1日のS-19/1の人権理事会諸決議、並びに2012年4月14日の2042(2012)および2012年4月21日の2043(2012)の安全保障理事会諸決議を想起し、

前提条件なしで、安全保障理事会決議2042(2012)に添付された、国際連合およびアラブ連盟の合同特使、コフィー・アナン、の6項目提案の全ての項目の、緊急な、包括的なそして迅速な実施を求め、また2012年6月30日の行動グループの閣僚会合を想起し、

* 人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第20会期に関する理事会報告書(A/HRC/20/2)第1章に含まれる。

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国際連合憲章の諸原則に対する理事会の強い公約を再確認し、

人道に対する罪がシリア・アラブ共和国内で犯されたようであるとの安全保障理事会に対して国際連合人権高等弁務官によりなされた声明を想起し、また状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会に対するその度重なる勧奨に留意し、

2012年6月27日に行われた双方向対話の期間中、シリア・アラブ共和国に関する事実調査委員会により提供された、エル・ホウラにおける事件のその特別調査に関するものを含む、口頭での最新情報に留意し、また犠牲者の大多数が、自宅で故意的に殺害された女性と子どもであることが報告されたその報告に深い懸念を表明し、

1. シリア当局による、広範な、組織的なそして重大な人権侵害、暴力行為、現在進行中の残虐行為および文民を無差別に標的とすることを強く非難し、そしてまた政府の支配下にある民兵シヤビハの構成員がシリア国民に対し犯し続けている人権侵害と犯罪をまた非難する。

2. 継続した裁判外の殺害、反対派、人権擁護者およびジャーナリストの殺害と迫害、恣意的拘禁の事例、強制的な失踪、医学的治療に対する不法な妨害、拷問および虐待をまた強く非難し、そしてとりわけ子どもを対象を特定した殺害および子どもが恣意的な逮捕、拷問並びに性的暴力を含む虐待を受けやすかったという事実を非難する。

3. シリア当局が、恣意的に拘禁した全ての人々を釈放しそして全ての拘禁施設、とりわけ虐待が行われたと主張されてきたそのような施設、への独立人権監視者のアクセスを直ちに許与することを要求する。

4. 国際連合およびアラブ連盟の合同特使の6項目提案の履行が行われていないことの人道的および人権の大変な結末に憂慮し、そして前提条件無しのもた提案に詳述された順序での全てのその項目の、全ての側による緊急の、包括的なそして迅速な実施を求める。

5. シリア当局が、全ての暴力および全ての人権侵害に直ちに終止符を打つこと、そしてシリ

ア国民を保護するというその責任を叶えることという理事会の緊急の呼びかけをくり返し表明する。

6. 全ての当事者によるあらゆる形態の全ての暴力を止めなければならないことをくり返し表明する。

7. ジャーナリストおよび情報発信源に対する全ての攻撃を直ちに終えること、そしてまた独立したメディアと国際的なメディアが、規制、いやがらせ、生命への脅迫若しくは危険なしに、シリア・アラブ共和国内で活動できることを要求する。

8. 種族的、宗教的、言語的若しくはあらゆる他の理由に基づくセクト主義や差別の余地のない、人権および基本的自由に対する普遍的な尊重の促進と遵守に基づく、平和的な、民主的なそして多民族の社会に対するシリア・アラブ共和国の人々の憧れに対する理事会の支持を強調する。

9. シリア当局に対し、シリア・アラブ共和国の全ての地区に対する人道機関の迅速な、安全な、妨害のないそして完全なアクセスを認めることによるものを含む、合意された人道対応計画を迅速にまた完全に実施することを促す。

10. 全ての関連する国際連合機関、とりわけ国際連合難民高等弁務官事務所に対し、シリア難民およびその受け入れ諸国に対する支援を提供し続けることを招請する。

11. シリア国民に対する広範なそして組織的な暴力の使用に対して責任を有する者を訴追する重要性をくり返し表明する。

12. 広い層の、包括的なそして信頼に足る協議に基づき、シリア国民が和解、真理および重大な侵害に対する説明責任並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を達成するための過程と制度を、国際法により提供された枠組の中で、決定すべきであるという調査委員会の勧告の重要性を強調する。

13. 人道に対する罪に相当する可能性のあるものを含む、国際人権法違反に責任を有するもの

の責任を問う目的で、申し立てられたそのような違反に対する国際的な、透明な、独立したそして拘束を受けない調査を実施する調査委員会の取組の継続した重要性を強調する。

14. 国際社会に対し、シリア当局が当該犯罪の申し立てられた実行者を訴追しなかったことを強調しつつ、当該犯罪に対する刑事責任の免除がないことを確保することを奨励する。

15. 人権理事会の第 21 会期に、同理事会に提出されることになっている、調査委員会の詳細に期待する。

16. 同委員会が、委員会の職務権限を完全に履行するため更なる資源を必要としていることを認識する。

17. シリア当局に対し、パウロ・ピネイロ委員長の非公式訪問に留意しつつ、シリア・アラブ共和国全土の迅速な、完全なそして拘束を受けないアクセスを求めることによるものを含む、調査委員会と十分に協力することを求める。

18. 適切な行動のために、全ての関連する国際連合機関および事務総長に、調査委員会の全ての報告書と口頭での最新情報を転送することを決定する。

19. 2006 年 3 月 15 日の総会決議 60/251 の第 8 項に定められた人権理事会の加盟国の資格に関する基準を想起する。

20. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 33 回会合

2012 年 7 月 6 日

[41 対 3、棄権 3 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アンゴラ、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、

カメルーン、チリ、コンゴ、コスタリカ、チェコ共和国、ジブチ、エクアドル、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、ヨルダン、クウェート、キルギスタン、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、カタール、モルドバ共和国、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、スペイン、スイス、タイ、アメリカ合衆国、ウルグアイ

反対:

中国、キューバ、ロシア連邦

棄権:

インド、フィリピン、ウガンダ]